

事務連絡
平成21年8月25日

各 都道府県
政令市
特別区 新型インフルエンザ担当部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）

標記について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第136号）が、本日、公布され、同日から施行されることとなったところであるが、その運用に係る参考資料を、下記のとおり作成したので、貴管内の関係者に対して周知願いたい。

記

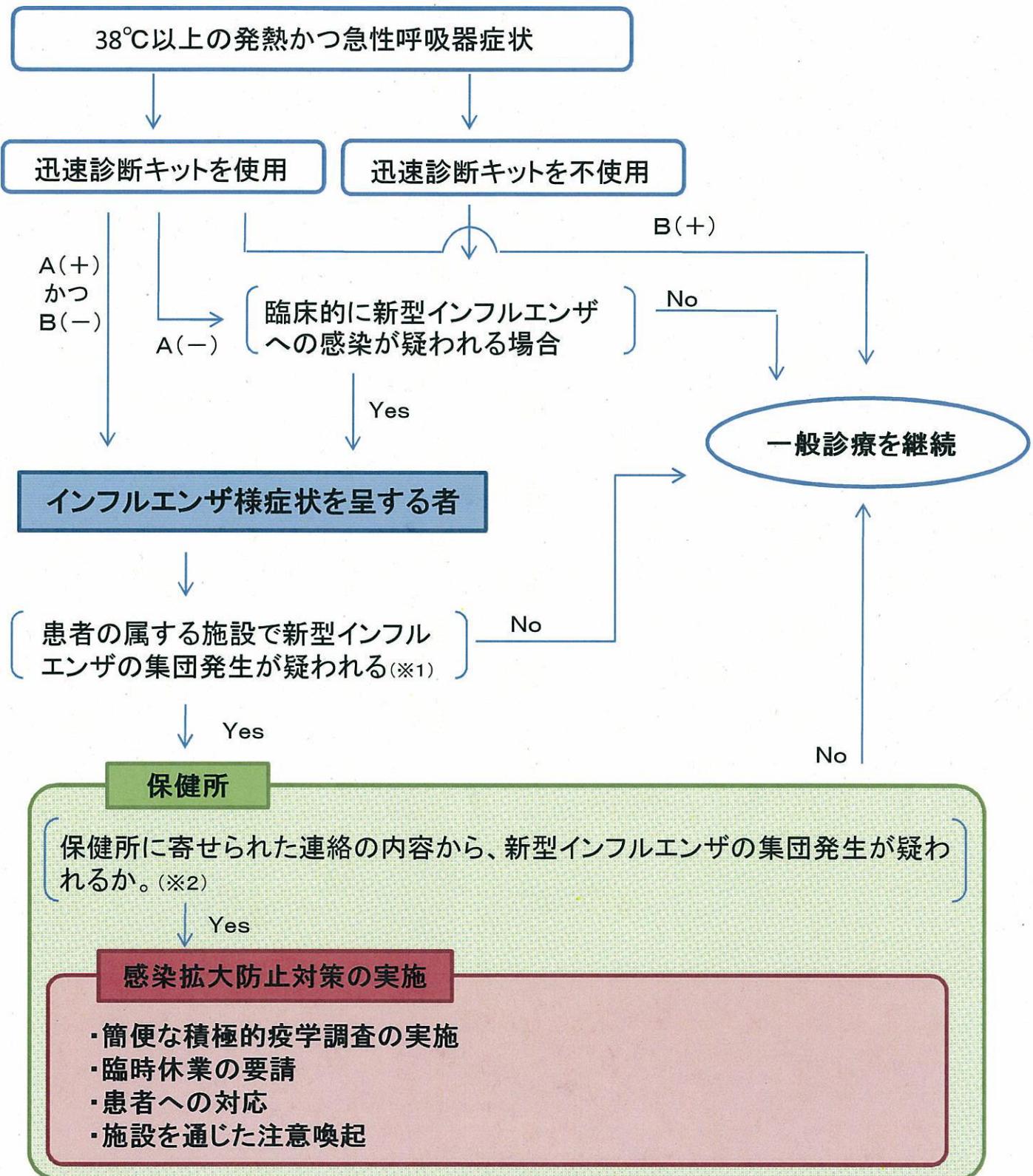
別紙1 医師からの報告と感染拡大防止対策の実施の流れ

別紙2 省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ&A

別紙3 今後のクラスターサーベイランスの実施について

医師からの報告と感染拡大防止対策の実施の流れ

別紙1



※1 診察した患者に対する問診等により「患者の属する施設で新型インフルエンザの集団発生が疑われる」かどうかを判断をしていただきます。具体的な連絡対象等はQ&Aを参照のこと。

※2 重症化するおそれが高い者が集団で生活する施設等において、新型インフルエンザの集団発生が疑われる場合は、施設長及び医師等の連携し、特に迅速な対応を徹底してください。

省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ & A

平成21年8月25日

1 医師の届出に関するQ & A

問1 今般の省令改正で、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者を診断した場合でも、保健所に対する届出は不要になったのか。

6月19日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）が策定され、新型インフルエンザ（A／H1N1）について、個々の発生例すべてを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針が示されました。

これを受け、新型インフルエンザ（A／H1N1）については、

- ① 問診等により、集団での発生が疑われる患者を確認した場合に、保健所へご連絡いただき、集団発生の端緒を把握するとともに、
- ② 保健所が、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的な発生していると判断した場合には、当該施設の患者について、保健所からの連絡を行うことによって、感染症法第12条の規定に基づく届出を求め、集団発生の規模を特定し、感染の拡大状況を把握していたところです。

今般、新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者の急激な増加が確認されたことから、運用指針（改定版）の「5. 更なる変化に備えて」において、患者数が大きく増加した場合には、感染拡大の早期探知の取組を停止する旨規定されていることに鑑み、感染症法第12条の規定に基づく医師の届出（②）を不要とすることとしました。

ただし、集団発生の端緒は、引き続き把握し、集団発生が生じている施設等に対する感染拡大防止対策は継続していくこととしており、医師の皆様には、引き続き、集団での発生が疑われる患者を診察した際の保健所に対する連絡（①）をお願いいたします。

問2 「インフルエンザ様症状の患者を診察した場合であって、患者が属する施設において新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるような場合」とは具体的にどのような場合か。

問診の結果、患者の周囲に複数のインフルエンザ様症状を呈している者がいる可能性があると判断される場合や、医師が同一の施設に属する患者でインフルエンザ様症状を呈する者を1週間以内に2名以上診察した場合等をいいます。

問3 「患者が属する施設において」とあるが、具体的に何を指すのか。また、逆にどのようなものが当たらないのか。

学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活、サークル、塾、集団生活をしている寮などが当たります。

逆に、集団の規模が小さい家族（家）や、反復して、継続的に、同一の者が接触することとはならないスポーツクラブ、イベント（スポーツ大会、結婚式、祭り）などは、一義的には当たりません。ただし、地域で定期的に開催される大規模なイベントなどは、大規模な感染拡大の端緒を捕らえる可能性があるので、当該イベントに参加していた者の中でインフルエンザ様症状を呈する者を複数診断した場合、保健所への連絡の対象としていただくことが望まれます。

問4 問3で「患者が属する施設」として挙げられた施設において、複数のインフルエンザ患者が発生している疑いがあると判断される場合は、集団の規模等にかかわらず、保健所への連絡対象となるのか。

集団内における感染拡大を防止する趣旨に鑑み、ある程度の規模以上の集団を対象とすべきであると考えています。そのため、家族や小規模なものは対象としないこととしており、目安としては10人以上の集団について、連絡の対象として考えてください。

問5 学校は連絡の対象となることであるが、それは学級単位で考えるのか。この判断によって、連絡対象が大きく変わることになる。

学校単位で判断することとします。

2 保健所の対応に関するQ & A

問1 医師等から、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団で発生しているおそれがある旨の連絡を受けた場合に、PCR検査は必要か。

原則、実施する必要はありませんが、地域における感染状況やPCR検査の実施状況等を踏まえ、都道府県等の判断で実施していただくことは、差し支えありません。

問2 集団での発生が疑われる施設等に対する積極的疫学調査について、「より迅速な対応を重視し、当該施設の施設長等と連携した簡便な方法で実施するものとして差し支えない」との記載があるが、「簡便な方法」とは具体的にはどのような方法か。

インフルエンザ様症状を呈する者の把握を、保健所が直接的に行わずに、施設の施設長等に依頼し、施設の施設長等から電話等により把握するなどの方法が考えられます。

今後のクラスターサーベイランスの実施について

別紙3

今後のクラスターサーベイランスについて

- 【原則】** 新型インフルエンザ(A/H1N1)については、今般、その感染の急激な拡大が確認され、本格的な流行が始まったと判断される状況となっているところ、今後は、我が国全体における感染の急激な拡大の早期探知の取組を停止するとともに、個々の集団発生の端緒を把握するための取組は継続するものとし、これに基づき、各地域において、適切な感染拡大防止対策の徹底を図ることとする。
- 【構成】** クラスターの端緒の把握 → 医師に対し幅広に報告を求める。

クラスターの端緒の把握について

PCR検査は、原則必要ないが、都道府県等の判断で実施可

